



## 第4章 施策・事業の総合的展開





## 1 ともに生きる地域をつくるために

### 【現状と課題】

ともに生きる地域とするには、地域社会で「障害のあるなしにかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を目指さなくてはなりません。障害者福祉についての意識調査では、障害のある人への理解について、「地域で生活するうえでとても不快、不便」を感じている声が寄せられるなど、十分な理解が進んでいません。

障害への理解を深め、障害のある人へ配慮するには、市民がともに参加し、ともに活動する地域社会全体での取り組みが求められます。幼児から高齢者まで、誰もがわかりやすい啓発・広報活動を推進し、障害のある人と地域住民との交流機会を設け、福祉への理解と教育への関心を高めることが重要です。あわせて人権・権利擁護への取り組み、日常生活に必要な情報の提供、コミュニケーション支援の充実を図ることで「共生社会」の実現を目指します。

障害者、その家族の多くが住み慣れた地域で自立した生活を送りたい、送らせたいと願っています。しかしながら、地域の住まいの場であるグループホームやケアホームの確保は十分ではありません。また、一般就労が困難な障害者の就労を促進するための日中活動の場も不十分です。地域生活への移行、地域生活の継続に必要な住まいの場と日中活動の場の整備に努める必要があります。住まいの場と日中活動の場を確保し、これにサロン機能をもった集い・交流の場を設け、3つの場を効果的に組み合わせながら地域での自立した生活が送れるよう総合的な支援体制の構築を進めなくてはなりません。

### (1) 相互理解と地域福祉の推進

障害のあるなしにかかわらず、多くの人が福祉への理解や関心を高める方法や手段について検討し、多様な媒体を活用した一層の啓発・広報活動の推進を図ります。

- 広報いわぬま、パンフレット、ホームページなどを活用し、障害や障害のある人について広く情報を発信します。「障害者週間」などにおける啓発活動により市民の理解を深めます。
- 障害のある人と地域住民との交流の機会を拡充し相互の理解を促進するため、障害者団体などの取り組むスポーツ・文化・芸術活動やイベントの開催を支援し、地域住民の積極的な参加を促します。
- 障害のある人が地域で安心して、こころ豊かに生活できるよう、社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員、自治会、ボランティアなどが行う、見守り活動やサロン活動などを支援するとともに、小地域の福祉活動の取り組みを促進します。



## (2) 福祉教育の推進

地域、学校などにおいて、障害のある人とふれあう機会を持つことで、障害者に対する理解を深める継続的な福祉教育の推進に努めます。また、相互理解を深めるための活動を進めるとともに、障害の特性や必要な配慮に係る周知を行い地域の理解と協力を進めます。

- 保育所や放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもと障害のない子どもがともに過ごす交流の機会を設け、相互理解を深めるための活動を一層促進します。
- 小・中学校などにおいて、障害者団体、社会福祉協議会と連携し、福祉体験学習などによる交流と共同学習の機会を設け、障害のある人に対する理解と認識を深めるための教育を推進します。
- 行政窓口などの職員に対して、障害者への配慮やコミュニケーションの理解のため手話教室などの研修を開催し、積極的な参加を促します。

## (3) 人権・権利擁護の取り組み

民生委員・児童委員、地域自立支援協議会、相談支援事業所、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理や財産管理の支援に関する積極的な相談活動に努め、人権に配慮した権利擁護の取り組みを推進します。

また、成年後見制度の利用促進、障害者虐待の防止に向けた地域の関係機関との連携協力体制を構築します。

- 障害により判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度や福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理の支援、相談について関係機関と連携に努め、制度・事業の利用促進を図ります。
- 障害のある人への虐待を防止するため地域自立支援協議会と連携し、地域の関係機関との支援・協力体制を整備するとともに、地域への啓発に努めます。また、障害のある人への虐待に関する通報窓口や相談を行うセンター機能を設けます。
- 障害のある人への虐待の防止、早期発見の取り組みにあたっては、児童、配偶者、高齢者に対する取り組みと連携した効果的な体制づくりに努めます。また、働く障害者への虐待など、青年期、壮年期にも応じた体制の検討・整備を行います。
- 虐待を受けた障害者に一時避難のための居室を確保するため、市内の福祉サービス事業所と緊急時の受入について検討を進め、体制の整備を図ります。
- 障害者が犯罪に巻き込まれないよう、警察をはじめとする地域の関係機関と連携し、防犯活動を展開します。また消費者としての障害者を保護するため消費生活相談の窓口や機関を周知し、民生委員・児童委員などと連携した啓発活動を進めます。



#### (4) 地域の住まいの場や日中活動の場の確保

地域生活への移行、地域生活の継続に必要な住まいの場と日中活動の場の整備を支援します。また、在宅の精神障害者をはじめとして、障害のある人、その家族、地域住民が自由に集まり活動できる、地域のコミュニティーサロンとなる集い・交流の場づくりを支援し、障害者が地域で自立した生活が送れるよう総合的な支援体制の構築を進めます。

- 障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるように、地域の住まいの場であるグループホームやケアホームの整備について、関係機関へ働きかけ、整備促進を図るとともに、新たに事業を実施する社会福祉法人などへ国、県の補助制度などを活用しながら、円滑に事業を開始できるように支援します。
- 障害のある人のそれぞれの特性に応じた福祉的就労、生活上の訓練など、求められる日中活動に繋げるため、事業所との連携を深めるとともに、相談支援・生活支援の充実を図り、多様な活動の場、社会資源の確保に努めます。
- 福祉的就労の場の活動を活性化するため、魅力ある商品づくりや商品の販路拡大など、事業所における工賃引上げの取り組みについて支援します。また、官公需に係る福祉施設の受注拡大を進めるため、本市における優先発注の促進を図ります。
- 障害のある人、その家族、地域住民が自由に集まり、活動できる、集い・交流の場づくりを支援します。また、集い・交流の場における同じ悩みを抱える仲間によるサポートや家族支援、相談支援の機能について検討します。
- 地域における住まいの場、日中活動の場、集い・交流の場の3つの場を効果的に組み合わせた総合的な支援体制の構築については、精神障害者のコミュニティーサロンの運営とあわせて検討します。

#### (5) コミュニケーション支援

視覚障害、聴覚障害、音声・言語機能障害などのある人へそれぞれの障害に応じた情報の入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図ります。

- 聴覚障害のある人へのコミュニケーション手段を確保するため、市受付窓口における手話通訳者の設置を引続き行い、手話通訳者、要約筆記通訳者などの派遣事業の充実を図ります。
- 視覚障害のある人が使用する音声コードをはじめとする障害のある人への情報機器の普及を図るとともに、情報通信技術の活用を検討し、わかりやすい情報の提供に取り組みます。



住まいの場・日中活動の場・集い交流の場 のイメージ





## 2 輝いてくらすための支援体制をつくるために

### 【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らしていくためには、障害のある人やその家族の多様なニーズにきめ細かく対応することが必要です。このため、障害者が地域での自立と参加を目指す生活を基本に、障害の特性に応じたライフステージごとの仕組みづくりが求められています。その中核となる相談支援事業は、地域の実情に応じた相談や支援、情報提供ができるように、市町村事業として位置づけられています。障害のある人の抱える課題の整理や適切なサービス利用に向けた障害者ケアマネジメントが求められるなか、地域におけるサービスの現状の把握や社会資源の開発、改善を行うサービス調整の仕組み、位置づけをどう考えるべきかなど、相談支援体制づくりの検討とケアマネジメントによるきめ細かな支援が必要です。

障害者福祉についての意識調査では、健康づくりや医療、介護をはじめ生活全般に関する不安や悩みの相談相手が確保できているかなどを伺ったところ、家族や親せきへの相談が約7割を占めるものの、相談支援事業所は1割となっています。こうしたことから、地域相談支援の拠点となる相談支援事業所の周知を図るとともに、利用者本位のサービス提供を行うため、相談支援従事者の資質の向上が求められます。

また、相談支援事業を軸としながら地域自立支援協議会を活用することで、新たな社会資源の見出しとネットワーク形成の一層の充実を図ることが必要です。地域の実情にあわせ、関係機関との連携を密にすることで、求められる適切な障害福祉サービスなどにつながる支援体制を強化しなければなりません。

### (1) ケアマネジメントと相談支援体制の推進

障害のある人やその家族の日常生活全般にわたる相談や保健、福祉、医療サービスの利用援助、情報提供のほか、地域移行のための入居相談、虐待の防止に関することなど、総合的な相談体制の整備を図ります。また、発達障害に関する専門家や専門機関が少なく、家族は大きな不安を抱えていることから、発達障害をはじめとする家族支援のあり方について検討します。

なお、相談支援体系の充実・見直しによる相談支援事業所の増加が見込まれることから、地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの設置について検討し、地域の実情に配慮したきめ細かな相談体制づくりに努めます。

■障害の種別を問わず、障害のある人や家族からの相談に応じ、それぞれの問題につ



いて必要な情報の提供や助言を行い、障害福祉サービスや関係機関につなげ、継続的に支援ができる相談支援窓口を充実します。

- 相談支援専門員の人材の確保と資質の向上を支援し、関係機関との連携による相談支援体制の強化を図ります。またサービス等利用計画の対象者の大幅な拡大にあわせ、地域自立支援協議会の体制整備を踏まえたケアマネジメントシステムの構築に取り組みます。
- 障害者ケアマネジメント手法に基づくアセスメントと個別支援計画の作成による複合的ニーズを満たす利用者本位のサービスを提供するため、関係機関による事例検討などの必要な取り組みを進めます。
- 地域自立支援協議会において構築した福祉サービス事業所などとのネットワークにおいて、意見交換、協議の場の拡充を行うことで、一層の情報共有を進め、高齢障害者への対応や地域資源の活用を図るなど、相談支援事業の連携体制を強化します。
- 地域自立支援協議会において、権利擁護や虐待防止、家族支援を含めた障害者の特性にあわせた情報提供など、コーディネイトができる総合相談の仕組み、担い手の育成について検討を行い、必要な支援体制の整備につなげます。

## (2) 総合的な自立支援体制の充実

障害者自立支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業において、障害のある人とその家族が必要とするサービスを選択して利用できるように、提供基盤の充実を図ります。また、障害のある人の地域生活、在宅生活を支えるための経済的負担を軽減する支援やサービスの充実に取り組みます。

なお、障害者自立支援法の廃止を前提とした、今後予定される大幅な制度改正などの状況変化への確に対応するため新たなサービスの仕組み、提供基盤の整備に努めます。

- 障害のある人が必要とするサービスを利用して地域で自立した生活をおくるため、介護給付、訓練等給付に係る基盤整備に努め、サービスの充実に取り組みます。
- 障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」などの地域生活支援事業の充実に取り組みます。

(※詳細は「第5章 障害福祉計画(第3期)」に示します。)

- 障害のある人の身体機能を補完または代替し、日常生活をしやすいするため、必要な補装具費を支給します。
- 障害のある人の日常生活の向上のため、障害を軽くし、身体機能を回復させるための自立支援医療費を給付します。



- 障害のある人や子どもがいる家庭の経済的負担の軽減を図るため、各種助成、手当などの制度利用の促進を図ります。

### (3) 療育支援体制の整備とネットワークの確立

障害児（者）やその家族を中心とした療育・保健・医療・福祉などの関係機関と連携し、ネットワークの形成を進めることで、障害児（者）が地域で安心して生活できる環境を整備します。

- 発達障害児や医療的ケアが必要な障害児に対するサービス提供体制について、関係機関と連携し、継続的に一貫した療育・訓練・支援を提供できる総合的な支援体制の確保に努めるとともに、ネットワーク形成を促進します。
- 発達障害に対する理解を深め、発達障害児（者）が地域において安心して生活できるよう、中央児童相談所、発達障害者支援センターなどの関係機関と連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
- 発達障害児（者）の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した、地域の一貫した療育支援体制を構築するため、保健、福祉、教育の市担当部局相互の緊密な連携を図るとともに、地域自立支援協議会やネットワーク会議などを活用し、地域資源の開発、充実に努めます。また、専門的人材、機関の協力を得て、家族支援を含めた、総合的な相談体制の構築を進めます。
- 発達障害者の地域就業を含めた自立生活を実現するため、ハローワークや専門的支援機関である障害者職業センター、発達障害者支援センターと連携し、きめ細かな就労支援体制の確立に努めます。

### (4) 障害者就労の総合的支援の推進

ハローワーク、地域自立支援協議会、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関との連携を強化し、障害者の一般就労の受入先の確保と就労面、生活面の一体的な就労支援を充実させ、一般就労への移行の促進と就労後に安心して働きつづけるための支援を行います。

- 一般就労の促進と安心して働きつづけるための支援を強化するため、障害者就業・生活支援センターとともに、就業相談や就労支援、職場定着支援など障害者の就労を総合的に支援します。



- ハローワーク、地域自立支援協議会、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関との連携を強化し、就労支援ネットワークを充実します。
- 民間企業へ各種助成制度の周知や活用を働きかけ、障害者雇用の拡大に努めます。また、障害者の雇用・定着を図る企業に対し、市制度による奨励金の支給を行い障害者の職場定着を推進します。
- 福祉的就労から一般就労への移行等を促進するため、一般就労を希望する障害者が市役所などで事務や作業を経験できるよう福祉サービス事業所と職場体験の場づくりを検討します。また、関係機関とともに市内の企業などへ働きかけ、職場体験の場の拡充に努めます。

### 3 健康で安心してすごせる環境をつくるために

#### 【現状と課題】

健康で安心してすごせる環境をつくるためには、健康の維持と自立を支援する保健・医療の充実が欠かせません。保健・医療のサービスの充実を図ることで、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療を行い、障害の予防、軽減を図ることが可能となっています。

本市においては、近年のストレス社会やこころの病への関心の高まりなどから、精神科医療への需要が増大し、継続的な受診支援に加えて地域社会の理解や生活基盤となる受け皿の整備が求められています。

精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を図り、精神疾患の予防と早期発見を促進するとともに、精神保健福祉相談などによる早期受診・治療の促進に積極的に取り組みます。

また、精神疾患の未治療者、医療中断者及び引きこもり者の実態把握に努めるとともに、医療機関との連携により早期介入、早期支援を行うことで、未治療期間の短縮、重症化予防に努めることが必要です。さらには、精神障害者、精神疾患のある人が地域の中で安心して生活ができるよう、病院や福祉サービス事業所、保健所などの関係機関と連携し、地域移行支援の取り組みを進めなければなりません。

#### (1) 保健・医療サービスの充実

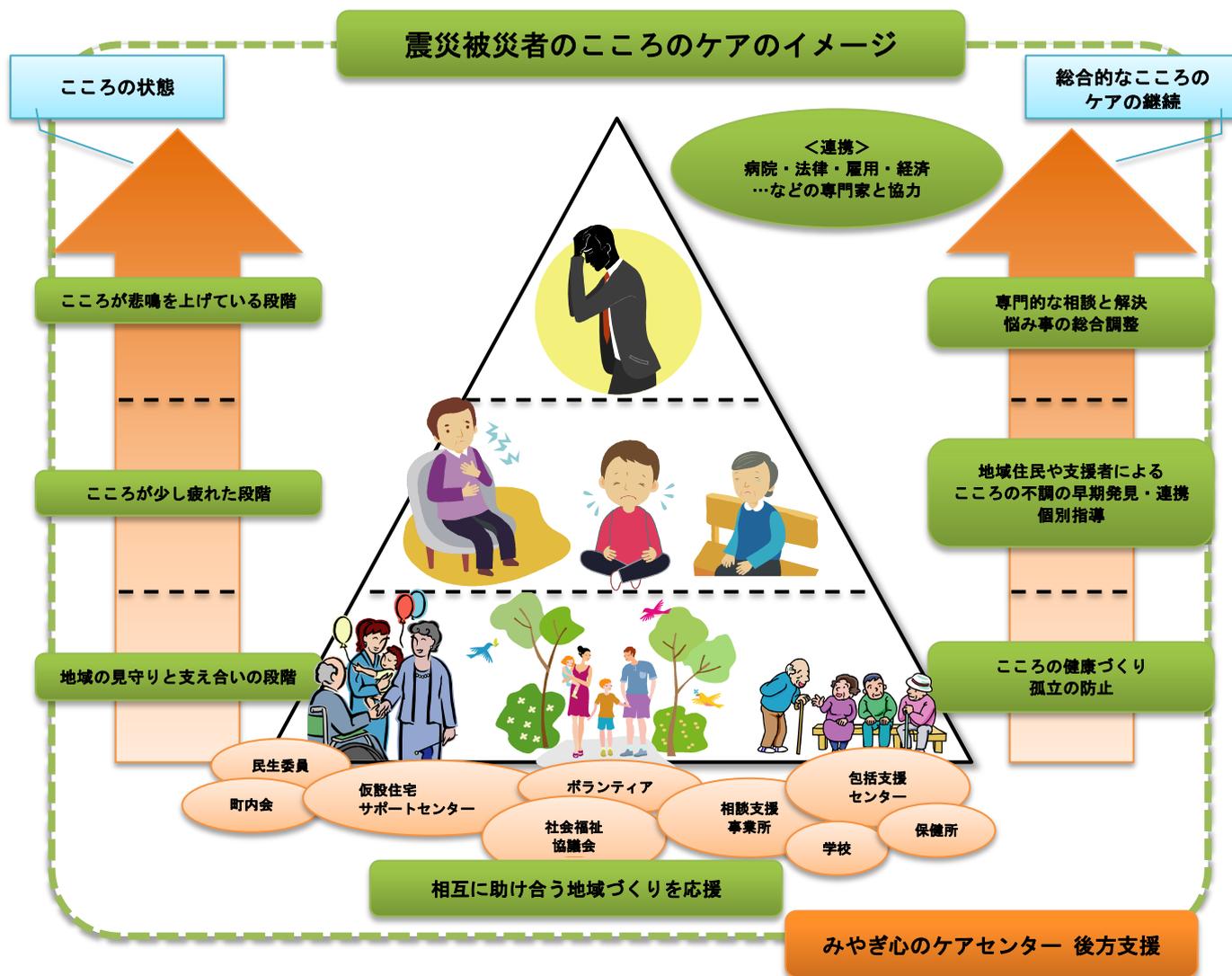
障害者が身近な地域で、適切な医療、リハビリテーションが受けられるよう、医療機関や保健所との連携を強化し、健康・医療体制の充実を図ります。

- 健康診査や相談、指導を充実し、障害の早期発見・早期対応に努め、障害の予防、



軽減への取り組みを図ります。

- 精神疾患については、医療機関、保健所との連携を強化し、精神保健福祉相談などにより予防と早期発見を促進します。また精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を図り、早期受診、早期治療の推進を図ります。
- 障害の状況や発達段階に対応した保健指導体制を充実し、発達障害、難病、高次脳機能障害を含めた相談・支援に関わる保健、医療、福祉のネットワークによる総合的な相談支援体制の充実に努めます。
- 東日本大震災による応急仮設住宅入居者をはじめとする被災者への健康保持、こころのケアの継続的な取り組みを行います。これまでのうつ対策、自殺対策などにおけるこころの健康づくり体制を一層強化します。
- 虚弱又は病弱な高齢者や障害のある人の緊急事態に対し、迅速な対応のできる緊急通報システムなどの体制を整備し、日常生活上の安全の確保と精神的な不安の解消を図ります。





## (2) 精神障害者への地域生活支援体制の充実

精神疾患に関する正しい知識の普及啓発と相談活動を充実し、障害のある人の地域生活への移行の受入体制、地域生活を継続するための支援体制について、医療機関、福祉サービス事業所、保健所などとの連携を強化することにより充実させます。

- 精神障害に対する正しい認識と理解、支援が地域住民に浸透するよう、啓発・広報・相談活動を充実し、早期受診、早期治療を促進するほか、未治療者や医療中断者への対応を含め、精神疾患発症を早期に発見し、医療や福祉サービスなどにつなげるための地域生活支援体制を関係機関と構築します。
- 自宅に閉じこもりがちな精神障害者が自由に集まり、活動できるコミュニティーサロン、作業所の機能を充実させ、外出や交流の機会を増やし、再発の予防、社会復帰の促進を図ります。
- 長期入院者などが、地域で自分らしい生活を送れるように相談支援を充実させるほか、医療機関や福祉サービス事業所、保健所などの関係機関との連携を強化し、生活基盤となる地域資源の検討など地域生活移行の受入体制を整備します。
- 医療や福祉サービスにつながっていない段階からの訪問、相談を行い、関係機関とともに、家族への支援にも対応可能な、保健、医療及び福祉の包括的な支援体制づくりに努めます。
- 精神障害者の社会参加・仕事体験や地域に開かれたサロン活動、関係機関とのネットワークづくりを検討します。また、精神障害者への地域住民の理解や関心を高め、充実した地域生活を送れるように、地域住民との交流事業などを進めます。

## (3) バリアフリー社会の推進

ユニバーサルデザインの考え方を基本にしたバリアフリーのまちづくりへの理解を深めるため普及啓発をさらに推進します。

- 障害者が安心して暮らせるために、住まいのバリアフリー化を推奨するとともに、障害者の住宅改修相談、住宅改修費給付（日常生活給付事業による居宅生活補助用具の給付）により支援します。
- 既存の公共施設においても、これまで取り組んできた段差の解消や身体障害者トイレへのオストメイト対応トイレ設備の設置など、ユニバーサルデザインによる設備整備に引き続き努めます。



#### (4) 障害者の防災対策の促進

東日本大震災震災からの復興に取り組むなか、あらためて障害のある人だけでなく地域ぐるみの防災・減災対策が求められています。震災を教訓に、安否の確認、情報の伝達、避難の対応、被災後の生活支援など、地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じた防災対策・地域支援体制の構築を促進します。

- 障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むために、障害者と地域支援者とのコミュニティー形成を支援します。災害時要援護者が自ら整える避難プランをもとに、民生委員や地区防災組織との地域連携体制づくりを進め、地域ぐるみによる防災体制の構築を支援します。
- 要援護者台帳の再整備とあわせ、防災研修など障害者団体などとの情報交換の機会を引き続き設けて、緊急時でも効果的な支援が行える体制を整備します。
- 災害時には、聴覚障害のある人には目に見える形で情報を提供するなど、情報収集やコミュニケーションの確保が困難な障害のある人への情報の伝達方法を検討し、障害の特性や種別に配慮した情報通信技術の活用と情報伝達体制の構築に努めます。
- 在宅酸素療法が必要な呼吸器機能障害のある人や直腸機能障害のある人の用具について、提供事業者などと連携し災害時の供給確保に係る協力体制を構築します。
- 災害発生時にはいち早く福祉避難所を開設するため、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じた対応を検討し、福祉サービス事業所などとの支援体制を整備します。